

1. 件名：三菱電機（株）の不適切行為に係る関西電力（株）の確認状況
2. 日時：令和4年12月14日 10時55分～11時10分
3. 場所：原子力規制庁2階大会議室（テレビ会議システムを利用）
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門
杉本安全規制管理官、村田統括監視指導官、菊川管理官補佐、小野上級原子炉解析専門官、浅野上席監視指導官、戸田係員、林原子力規制専門員

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

原子力事業本部 保修管理グループ チーフマネジャー他3名

5. 要旨

(1) 令和4年4月21日に三菱電機株式会社（以下「三菱電機」という。）が公表した特別高圧以上の変圧器に係る不適切行為について、関西電力から6月29日の面談に引き続き以下のとおり説明があった。

- 令和4年10月20日に新たに判明した不適切行為のうち、「電位分布測定の未実施」及び「温度上昇試験の通電時間不備」が関西電力の原子力発電所の変圧器計3台において確認された。
- これらの試験は、電気設備技術基準及び民間規格における要求事項ではなく、関西電力が独自に要求した試験である。
- 不適切行為の内容を確認するため、10月25日に三菱電機赤穂工場へ立入を行った結果、三菱電機から受けた報告内容と相違なかった。
- 今回、不適切行為が確認された3台の変圧器については、電気設備技術基準で要求されている現地での絶縁性能試験が実施されている。
- また、変圧器の耐電圧の設計は十分な裕度を持たせていること、毎年実施している変圧器内部の油分析において異常がないこと、日常の巡視・点検にて設備の健全性を確認しており、現時点で不具合が発生していないことから、安全性に影響はないと考えている。

(2) 原子力規制庁から、新たな事実が判明した場合には報告するよう伝えた。

6. 提出資料

資料1：三菱電機における不適切行為に対する関西電力の確認状況について

以上